

江湖新聞

上二

18  
11  
1



水戸ヨリ

18  
11  
1-2  
廿

イ 8  
11

江湖新聞

慶應四年辰田四月三日

新聞ハ張奉秘説トシテモ著々書記倣きを以て大ニ  
 有益と云れるもの多ク吾國此局ありさるる一已に  
 江府におおむる中 外新聞内外新聞の二書發刊  
 ありしがこれが為小遠境の人といふも尚今の時勢を  
 知るに便とあり 産例の重宝何事これに志え今此  
 一書ハ章叢婦初の為自身を記し 技藝一加ふる画  
 を以てするものありある大智 但身小入りの習ありせば  
 蔵君の咄とそめぐるべし 遮莫次編ふつりるを  
 佳境入り入べし 新聞を奉 發免尚を記しあるべし

工月



横濱新字紙草摺の翻符

過日英物より来りし人の話あり相州山形より五六里の  
 左の徳川家の山形ありて柴橋家川と云ふ所あり其處  
 ありしを寺領庄内産一山形と云ふ同家より渡りて  
 人数出せし一山形 系山より秋田産一右の願地法とる  
 べたとの命ありて多人数出張し二層掛合中の折柄  
 今般物仕仙臺一山形お茶織田産の老臣吉田素  
 相留のさあ仙臺一系山出せし山形文隆産法とるの儀  
 又物仕より命せしとて織田家の人数同しあり相合  
 三層の掛合と成りしと云ふ後いふ味しやおかり以丹新字紙草摺

佛國新聞紙中  
 日本兵隊之縮圖



四月廿六日 大原前侍佐武内右衛門尉徳盛の爲ありとも  
 尚ごし侍を志すべしといふも 行旅者  
 新藤左衛門尉押立河抄慶の人救は百人もど戒隊に  
 其の事と 海軍先鋒と志すせし 白旗翻懸し  
 て風にあび色を身まき烏帽子糸の束を志し 徳盛  
 るふまきころの佐助慶人救百人もど経より致さ  
 一時大川船松茶慶の弟の若侍あり

頃日大川筋の橋より河園ありて武家の妻 姓名を問ふ

あ園橋ハ 筑抄彦

新大橋ハ 紀州彦

大川橋ハ 筑抄彦

永代橋ハ 筑抄彦

石 永造 細川彦

送り初ち大原殿松茶慶小陣營一あふの故ありんは

全 彦 紀州彦 河園

根 彦 河 彦



英  
 國  
 新  
 聞  
 紙  
 中  
 日  
 本  
 兵  
 隊  
 行  
 列  
 之  
 縮  
 圖

○四月廿五日官軍參謀方小漸觸之寫  
 玄九廿日清光緒總督漸總陣支配組織等 備後町迄  
 高第沙 石岬參謀方より濱古に大志先達池上漸中受分  
 固安殿の涉巻し小森の漸諭書附之清文面る已志先  
 急情更をそしおろく 清安人不能遊望一新  
 大總督官換江戸表に以入の付るハ入下民を以安發  
 嘗に俄起友軍大勢一時清兵お成以事放多き中  
 行辱せらるる復も有之  
 朝廷より越意の意のり挿の以守死と疎く漸人痛と起  
 素小生民七情ませと進幾久安安徳は為成受之嘗に

法為在の男上下大少最難感不致  
 朝廷より人民を以安ん法推受与之清兵意を以守人  
 才の撰用清急勢の清率の男才推之士に以用以法  
 推受小彼是之漸兵引不致推小業之人民愈安し  
 漸國內愈一和し  
 皇基盤石お成の撰法推發清新意下と追小丹貝の撰  
 之力を致下残之若くは大元迎等之十五言治寒より中  
 撰一同物承致之在在の均大為昔  
 大總督留様西陣に法為入の付るを將受町人共相睦分一  
 火之先者重にお守を渡世向く倭志平生と通相營之



色なき舟 あらく 相勵 あきら 末 まへ 迄難 たげ 候 まへ 不致 あきら 候 まへ 極 まへ 平 まへ 之 まへ 許 まへ  
原 あきら なき あきら 此 あきら 教 あきら 意 あきら 之 あきら 匠 あきら 名 あきら 且 あきら 大 あきら 之 あきら 配 あきら 限 あきら リ あきら 一 あきら 人 あきら 之 あきら 号 あきら と あきら 中 あきら 字 あきら  
以 あきら 換 あきら 了 あきら 候 あきら

一 四月廿四日 あきら 舟 あきら 門 あきら 之 あきら 步 あきら 緯 あきら 着 あきら 意 あきら 候 あきら 平 あきら 鑑 あきら 冬 あきら 考 あきら の あきら 通 あきら 沙 あきら 難 あきら  
お あきら 敷 あきら 以 あきら 付 あきら 取 あきら 舟 あきら 裏 あきら 折 あきら の あきら 所 あきら 呼 あきら 出 あきら 一 あきら 以 あきら 折 あきら 者 あきら 号 あきら 之 あきら 出 あきら  
以 あきら 考 あきら 之 あきら 支 あきら 之 あきら 取 あきら 取 あきら 以 あきら 号 あきら 名 あきら 且 あきら 考 あきら 人 あきら 之 あきら 鑑 あきら 札 あきら 又 あきら 取 あきら 之 あきら 名 あきら 之 あきら 二 あきら 而 あきら  
或 あきら 十 あきら 人 あきら 之 あきら 取 あきら 合 あきら 之 あきら 而 あきら 取 あきら 以 あきら 下 あきら 之 あきら 取 あきら 取 あきら 之 あきら 之 あきら 之 あきら  
薩 あきら 州 あきら 候 あきら 以 あきら 抱 あきら の あきら 南 あきら 力 あきら 陣 あきら 幕 あきら 子 あきら 之 あきら 川 あきら 分 あきら の あきら 之 あきら 人 あきら 先 あきら  
達 あきら 上 あきら 系 あきら 一 あきら 以 あきら 戸 あきら の あきら 大 あきら 関 あきら へ あきら 河 あきら 妙 あきら の あきら 鬼 あきら 面 あきら 山 あきら 再 あきら 勅 あきら 之 あきら 之 あきら  
之 あきら の あきら 風 あきら 候 あきら 之 あきら

○ 前条松原屋小あり之る大系殿の園四月二日同所を引  
移して入據あり之るふより橋の園めも大之引をひ  
あり之るふより

○ 園四月二日 せんぶ 子 あきら 任 あきら 仕 あきら 魚 あきら 場 あきら 園 あきら 南 あきら の あきら 入 あきら 口 あきら 小 あきら 青 あきら 竹 あきら 一 あきら 級 あきら 首 あきら を あきら 貫 あきら 之 あきら  
葉 あきら 一 あきら 之 あきら あり あきら 之 あきら 捨 あきら 札 あきら の あきら 文 あきら 小 あきら  
一 此 あきら 者 あきら 儀 あきら 且 あきら 家 あきら 小 あきら 款 あきら 之 あきら 之 あきら の あきら 及 あきら 誠 あきら 之 あきら 舟 あきら 天 あきら 條 あきら 之 あきら 行 あきら 之 あきら 之 あきら 也 あきら  
大 あきら 回 あきら 成 あきら 正 あきら 清 あきら 允 あきら  
置 あきら 見 あきら 移 あきら 之 あきら

同日沙原園南立花屋下邸の傍小斬控一控あり  
之れ此二主の中よりん



江湖新聞

慶應四辰年閏四月七日

唐國上海新聞紙の摘譯

當春以來日中内札記りて全國政黨と名する其一は  
 南方と名す 京師と名す 中國兩部の大名を盡く之に  
 連判し又其の東方と名す 江戸府を戴き小國筋の  
 大名と名す 一味其の内の札の物めい 江戸府と名す 物  
 大名某との不和より事と名す 讓しあれども兵を京師へ  
 向ふ 廉ふく 江戸府の船款の名を蒙る 抑船款と  
 名す 日中其の上の汚名と名す 四來より書信の由志  
 江戸府と名す 汚名を蒙る 事を恐る 官軍に向ふ 戦ひ

江湖



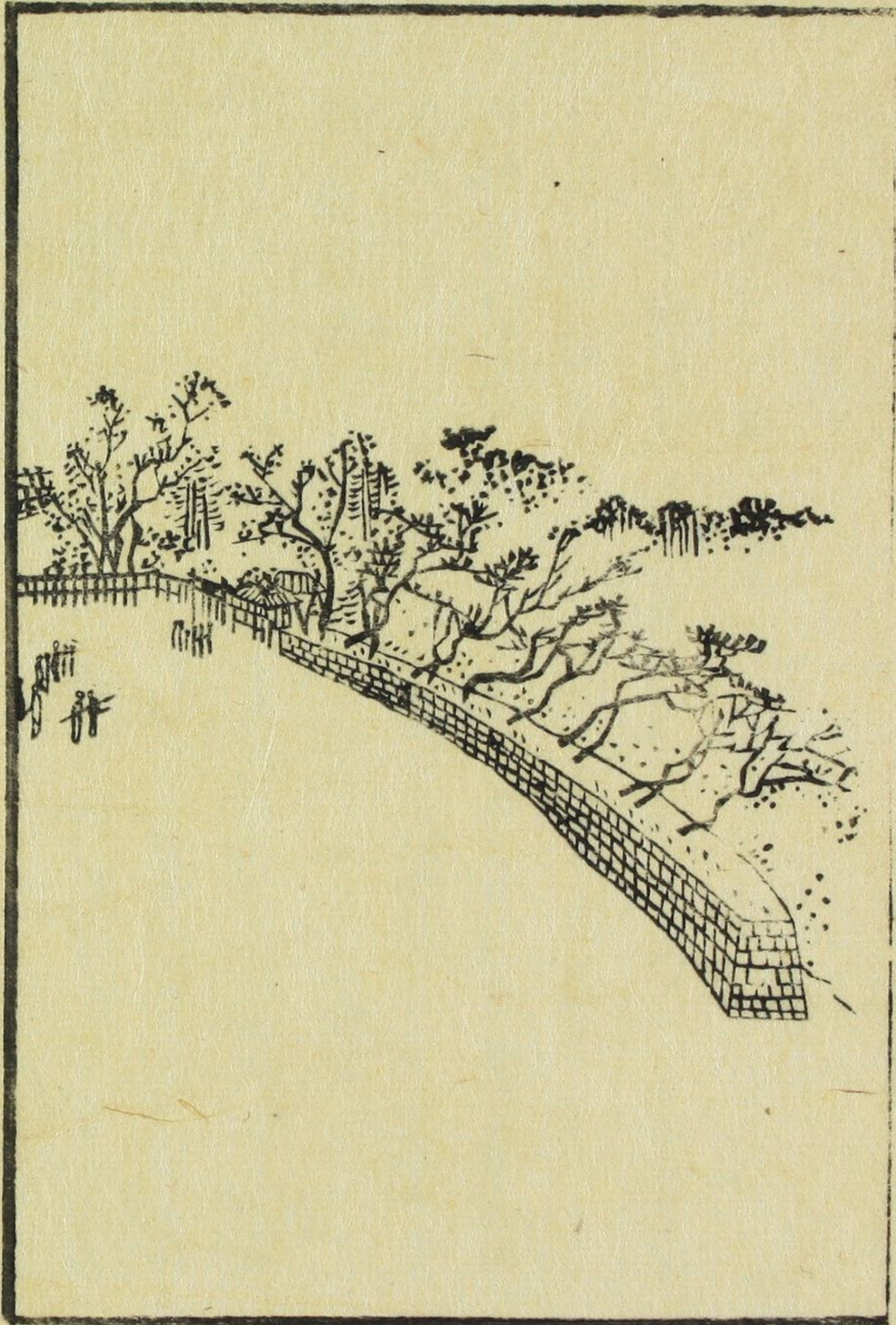
西洋新聞紙申ホニ千といふのあり是ハ有相法とむまの風あり  
可笑き繪紙えがみを丸襖まるあわめ其中そのうちに寓意うゑいありて日本の判ト執と之  
既小横濱せいこまに於ては毎月一冊づつ賣出うりだし余程よほどに是こゝろに教向しやうかうなど  
あり、一七上出ス 右の圖ハ高田大砲小銃たかたの銃とを  
手控てあそびの如ごとく記しりて追まもよく賣出うりだす其外ほかの高買たかかひハ交まふその  
甲斐あひ受うふに放銃はなはを多おほく商人あきうとハとる小こさくありて流ながるゝ  
手控てあその主人あにのと大面おほおほをかして居ゐるといふ判トのあり

大徳おほとく智ちあり東叡とうい山さん賞しょう王おう院いん 此こゝに於おて其そのの書附しよぶち  
北渡きたた道みち徳とく叔しよ陣じん所しよ自よ狹せ不ふ便べん利り舟ふね東とう叡い山さん□□に出い立だ後ごハ此こゝに

教しやう有あ備用びよう之の於お合あ過あ日に及あ掛合かあひ度た彰しやう義ぎ隊たい教しやう法ぽう法ぽう  
其その外ほか教しやう像ざう位ゐ牌はい有あ丸まる集あ右みぎ警けい傍ぼううてと流なが流なが居ゐ立だ退たい的てき  
後ご之の義ぎ種しゆ隊たい之の教しやう中ちゆう立たむ之の儀ぎ古こ室しつ器き未ま之の致ちを流ながと中ちゆう義ぎ不ふ  
相あ分わりて付つ無む情じやう之の掛合かあひわらひは流なが大おほ斬ざん義ぎ隊たい中ちゆう出い出い首くび匠しやう子こ之のか  
林はやし妙たへをか之の儀ぎ法ぽう聞き及あ宣のたま子この流なが不ふ及あ是こゝ追まく通と至し器き致ちを流なが居ゐた  
心こゝろは不ふ流なが居ゐる流なが本ほん坊ぼう始はじめ隊たい中ちゆう若わか豆まめも布ふ告あ告あ之の事こと  
但た門かど之の妻つま人ひとも通とりは不ふ流なが居ゐる不ふ宣のたま之の事こと万まん友とも軍ぐんも亦またも要え用よう之の事こと  
通とりは不ふ流なが居ゐる不ふ宣のたま之の事こと万まん友とも軍ぐんも亦またも要え用よう之の事こと  
江戸 二月廿六日



佛國寫真  
日本東都  
名所圖



官軍各藩人救各院に要利を通好之強付彰義隊の言に  
人救之儀に付万石連水も其の旨に恭順し且其を其美以候  
心証に候中其に余儀以分り付當方にも各院に  
夏門裏人共々度小路常楽院に案内各院に相通し  
下中各院互に其院代木門外に出向用便に候なり

此書附ハ前文但書に執意彰義隊も承依候  
再應大総督府に申立有之改メて本文に通り  
此候如也

能優待村田に助先年横濱より舞臺相勅の旨に  
並苗之外國人より其の藝に精妙なる小感ト或ハ  
正寧之婦人より其の金と擲ちて一夕の教を眞に  
まごん破せる洋人もありて頗る迷惑せるより其後足痛  
めて療養せし七横濱一乘り舟に當りて其目かみせし  
能優を廢物とせし世と皆とせりて嘆惜せり其るに當り  
再勅以て江戸に三舞臺おつる金強判より其報  
同僚先代未だ其を其の旨に其の旨に其の旨に  
一月見物中と心符りて其候也

江戸

告 條

本集初編序文の中述の通り可く後を一刻を争ひ  
 上本致に謝し看官は後に入多し裨益とあり又岑寂と排  
 闕ともお願ひ申候演新圖紙の中ふ及英佛と新官談を本集  
 摘録致し神妙と難報の致連係落し出或は力士優鬪女  
 等の死沙流追写の似せ等々々お徳のゆる是は新書は載  
 せしむ面白くしん爲り成下と心付の後には謝り記若と  
 此徳の無名も奏揚所は投込と申候友は後と上本の上  
 一冊を争上平引續き新書は志せしむるは新書は此  
 ても平上決るは速感お願ひ候し是は此書以上

江 湖 新 聞

慶應四戊辰年閏月六日

亞米利加合衆國陸軍ヨ早ル候ニシテ人々戦争の鏡  
 允戦事を聞くと當りて最も大切と心得るは事二處あり  
 牙一の名義を分二の機會有り折名義の大切なるは戦が  
 地球上の國々聞けるに後ひく愈々争へるべきは昔  
 より虚名を盛る作術を以て戦事を聞かば一時の利運を  
 するもの戦玉の偶々その人未だ終ふ天機を以て一争せし  
 りの近々我が亞米利加合衆國の内亂は是より更に  
 テウイス人悪奴の一条より後論を起し口弁を以て葡那の老を  
 擁揚し自ら大將領と号し其勢一月の間は全五分の

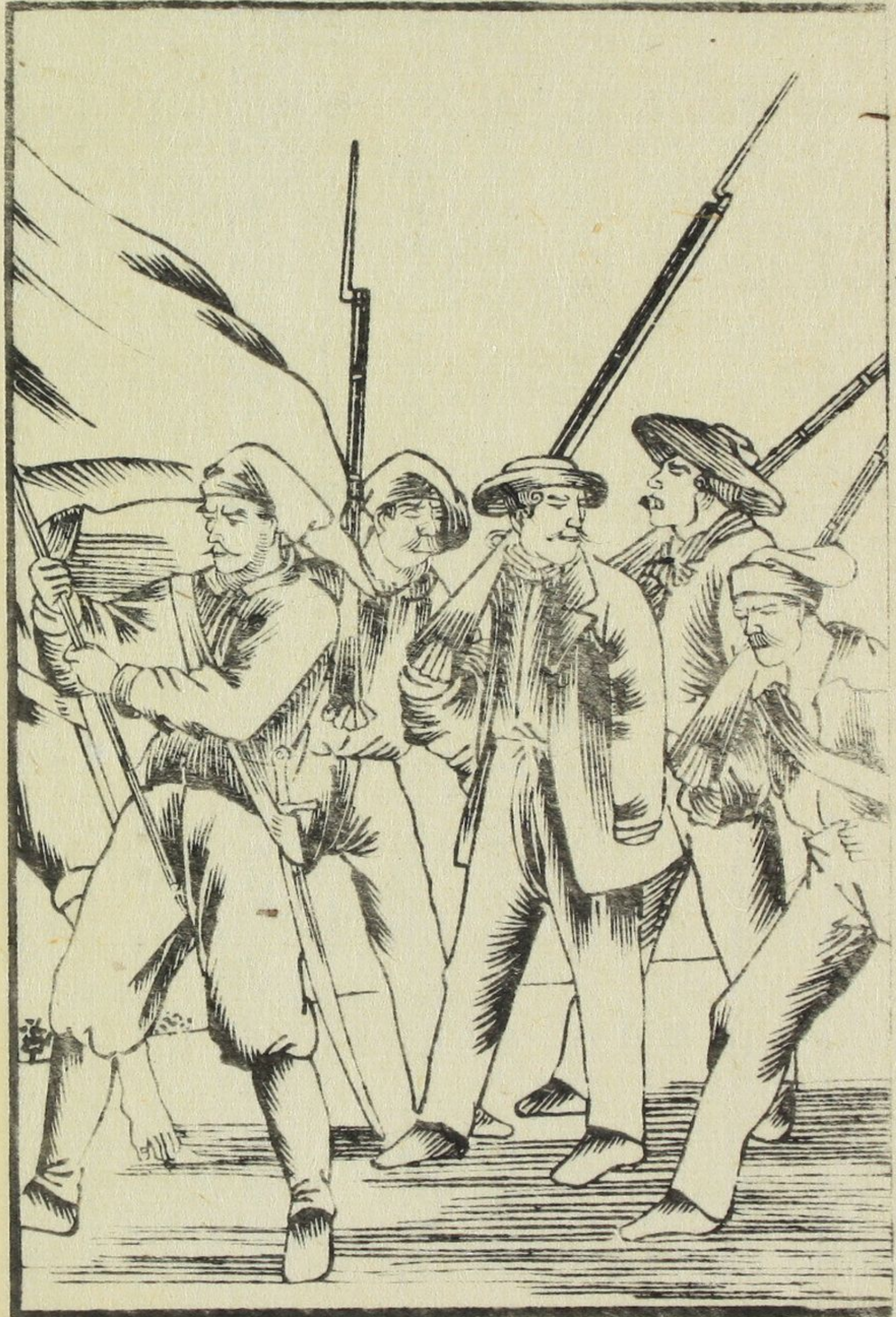
江戸

十一

之をお使へる時、北部の兵士、戦年の終り、お故小一、於府  
近く追攻寄せ、其巻き、中、突、累卵の如く、され、我が  
大將領リシ、ル、人、創業の先賢、ワシト、シ、以、来、控、を、天、切、り、  
守り、假令、死、ぬ、五、つ、とも、操、を、破、り、滅、盡、と、和、志、返、と、盟、ひ、名、表、  
を、重、し、之、と、戦、ふ、五、年、及、び、て、身、の、利害、の、為、に、殺、され、  
之、れ、ど、も、遂、に、南、部、の、賊、意、を、平、け、今日、の、名、を、復、せ、り、是、  
名、義、の、大、切、と、ま、さ、き、鏡、授、り、板、撤、會、と、い、ふ、の、一、不、謂、當、先、  
石、火、の、さ、み、ぬ、く、その、間、髪、を、容、れ、ら、ざる、絶、つ、レ、テ、キ、  
耶、破、倫、の、諸、英、雄、百、戦、百、勝、と、い、ふ、り、も、只、兵、法、軍、術、  
の、秀、で、る、而、も、い、つ、く、人、心、を、懐、け、時、を、待、機、會、を、得、く、

之、と、失、い、ざる、故、る、べ、し、殊、に、戦、争、の、激、水、の、波、干、の、如、き、力、の、  
あ、く、戦、場、あ、く、一、度、兵、を、接、あ、る、時、に、彼、我、の、捨、放、つ、る、も、頑、め、  
あ、ら、ざる、に、あ、ら、ば、務、極、ま、り、て、故、と、あり、敗、極、あ、り、て、勝、と、ある、に、  
戦、争、の、考、ま、れ、ば、其、機、會、を、知、る、事、行、要、ま、り、譬、如、獵、豹、の、獲、  
を、獲、る、に、方、々、追、つ、め、さ、ら、り、一、方、を、害、く、獲、け、所、を、活、踏、ま、り、  
と、あ、い、之、ら、を、挽、き、せ、ん、と、欲、し、死、比、小、あ、り、時、の、英、氣、を、失、い、  
狗、の、為、に、殺、さ、る、に、あ、る、と、れ、復、の、英、氣、を、挽、き、せ、ん、機、會、を、奪、せ、  
る、に、故、小、七、か、く、事、業、を、つ、却、て、全、局、の、勝、を、収、む、る、と、あり、  
され、ども、利、欲、を、貪、る、と、武、勇、を、恃、む、と、の、為、奈、ら、り、名、義、を、  
失、ひ、機、會、を、得、つ、る、に、古、來、之、例、か、う、く、復、既、小、部、破、倫、の、如、き、

亞米利加  
國之兵  
軍行之圖





古今絶倫の英皇より其の度と踏過りて終りを合ふは  
身を好むに古の名をせしむるの概小をトて戦ひ戦に  
ありて名を合ふし士を振て戦ふおふび戦を以て士を  
起すべしと云ふるは古不易の金云あり  
此文の法書序論中の一則あり偶く一読し之を味く  
理不後せるより撰得し之を不出

大久保市蔵の江戸来り酒々者々助林致十年八系部へ  
上りて是の所度並筋舟何少き事ありてあり

○ 国に月朔日大回京よりの来状書様

数日前仙臺侯多勢を河引臨し白石並出強河不據立所合  
小子弟の先事として領を境へ得達安藝の山中越一出張あり  
武徳侯九條侯等之位候も既小仙臺出するお事と候

○ 上杉侯の先祖不敵侯強信公遠志追善として近日越後國  
美田山におわく法書ありおの月越一陣屋ありお破

○ 加勢侯の息女高倉津侯所合分 兼入て用立お替ひ  
不日此書様は結つてあり

日本  
陣營  
築立圖  
英人之  
寫真と  
出ス



甲州より来りし人の語きし西の甲府まで此花米をりり  
市中一同へらとあるに士分は向は是迄に有り減ト  
あつた程森脱せる人もありされた市中西へは救米頂戴  
ふ校のありし也

○  
同ト人の曰甲府勅書保々たる事といへる人籠檻と縁に  
預りし舟召捕ま入牢同担取柴田監物の右の首謀致と  
同換入牢とまじが保の牢内を自ら絶食して飢死と  
柴田の今及び牢内を存生せる故との以捌か何てお取

工月

上野日光宮極當十五日前以上京より控者に頼む。お尋ね  
上新廣小幡辺より板津根岸全移之河橋迄の領。町人共は出  
西に上京の延引お成り候。嘆息。去る二日三日引つて  
山内に出。二日百五十人余三日より五日百人余のり

河原勝持十舟當首二丁目市村社を願を熊谷の社を  
大あり此程ある藩士お日引つて見物。来り仕方を  
その身小きゆささし。みや感念の餘りお日とら。十舟を  
船邊一掃。許多の纏頭。あどあど。とまり。或は回會藩  
の人ありと

四月廿五日。龍の川と新家が申。心は板橋。花より  
一里。板橋有。建。捨。札。と。字

道 及 勇

右者元末。浮浪。と。老。る。物。在。系。新。撰。組。之。説。を。勸。め  
後。の。代。に。任。務。被。し。大。久。保。大。和。と。慶。名。一。甲。州。系。下。総  
流。込。お。の。く。友。軍。一。身。向。以。致。或。は。種。川。に。内。命。を。受。り  
採。と。偽。り。唱。不。容。易。合。及。以。上。の  
朝。款。下。の。種。川。と。名。を。偽。り。以。致。有。て。飛。殺。す。い。と。あ。あ。は  
仍。ら。死。刑。行。ひ。各。首。せ。し。む。る。者。也

四月

江湖新聞第四集

戊辰閏四月九日

海軍より兵出の上書之由

軍兵有罪之私共一同乾坤之沿革人倫之大意之操會

仕是迄卧薪嘗膽涉恭順之涉越意謹白相書伏る

朝裁出の旨を待たずして

江戸株尾藩の領地を以て

不中の中軍艦軍器不残涉兵上を

付過日海陸両軍一同より督府軍門送致書一封大之保

一氣勝安府書を以て指出の儀也

所思召不付何私意之兵計以意以甘其入也

五朔

六

熟考仕ゆ、尾藩也 朝令と云、中宗家危急之秋

當りて、互に征東師之列に加り、心好方と、同甘る

右様と藩士、秋 徳川家と料理、以て一帯一を

乍兄交、秋累代、活愚之民、一回唯と、とて、甘余の換、其

弟一人、倫之大義、墮地、以己多、以名、以秋

徳川家名相、存、以、其、其、是、を、限、り、高、武、百、六、十、余、年、之

所、清、國、も、一、朝、水、之、泡、と、お、取、以、以、乍、怒、之、尺、之、童、子、以、能

一、指、以、候、之、以、將、又、軍、艦、軍、器、以、秋

徳川家保護、之、番、多、早、竟、今、日、苦、あ、る、為、と、甘、好、會

何、分、以、く 所、家、之、存、亡、お、ま、あ、中、之

天朝に彼召上り振るる七上 所累代操江、以、云

之、應、以、お、ま、あ、下、の、私、共、一、同、是、迄、之、以、清、國、之、甘、好、以、能

之、お、度、り、以、以、中、上、の、迄、も、會、之、是、以、以、一、同、断、然

決心仕人、倫之、大義を、踏之、條、理、之、有、無、也、一、也、武、々

条、清、海、容、有、之、以、迄、暫、く、化、折、一、是、振、一、居、以、能

五、兵、の、對、一、粗、暴、之、儀、也、毛、頭、吊、仕、以、只、然、管

朝、令、之、お、改、り、人、倫、之、道、相、立、以、迄、歟、形、亦、立、以、若、又

私、共、一、同、之、歎、歎、相、費、き、不、中、旨、以、乍、微、力、奉、り、宿、然

之 之 相、も、亦、六、十、余、抄、之、海、上、海、岸 之 致、以、後

相、見、免、不、中、換、之、性、心、好、方



三月廿二日京都より宗對る書一浙達之旨

宗對る守

今般

王政浙一新總と外國交渉之際に

朝廷交渉の極めを在りて朝鮮國に候る古より東

倭國に益々威信をよめ

浙省船隻は是迄に通りて必ず交通を學りて候家後

命に對り朝鮮國に交渉の筋を扱ひて外に事勢を補ふ

の公儀に於て勅の条に

浙國威を以て扱ひて

浙省船隻之事

但

王政浙一新之に於て海外之儀別と厚くお心なり

第一洗滌し吃發浙省公可成之事

三月

○去之日舟戸回來女正并辨原式に補ふる處に不實

之處有之に付先鋒免し以て務手以て成るに候旨督

府冬條にお達し候處家後守居て回安殿に届出候申

○當省横濱港泊る外國高船廿三艘内英船十二艘日丸

柳船一艘亞米利加船一艘日丸船二艘蘭船二艘幸漏生



工  
明

平

城郭  
見計  
之圖



江  
海

水



船一艘

○後若町三丁目新及中村屋と中 茶屋に於て近日僥倖集會被之  
義を交相信仰候り惣軍紀中村芝翫の阿古を待討調束の旨忠  
市村家揚の思永と掛合と候りて為さる

○新若原町の幫簡宇治森兵衛を去る八日左軍房會討掛り  
比辺後方相山某之友人上系、付足送り止て赤川陣迄逃去  
為人之供養之妻予一の重紙を給へて逃候出立候り

○同所拉女屋 尾張屋 梶田屋 中茶字屋 誠子屋 表里屋之  
五家去る八日戸を打破是の若原町中合せより過分刻合を引  
茶屋に去りし候お交一規定打破り候ありとぞ

江湖新聞第5号

慶應四年戊辰閏四月十日

京都より 任所書附字武通

今般 王政新一新殊文高岳岡東に進軍お來り奉り付  
先幕府之刺殺と似も備慶家族系家来大定府存其  
西之國條立折と似速に引取は 任出の志勿備右の沙汰  
七不待帰候道お立疾速引取の向も有之候にお交り  
むらじり分を附を涉一新後引掛又の只今飛渡り未委  
候後來十二日近内軍事務局へ申出候は 任所事

但十二日以後引掛の向も其旨と交り申出候  
近者主人在國在邑之向も道程遠隔急遽に備へ

難者或向可也之石乃亦以布令建之申達其  
取個之面出此事

一 端因可石以上以下私領寺社領大是迄幕府の事  
此の振合を以て村の帳面相添意達民政後所の事也  
一 端因の内元幕府より領り所亦元郡代元代支配  
所益言大端也 他付亦向大元之帳類写相添意達  
民政後所の事也

但所領所を以て之を旨とす也

村之帳

昭和二年九月帳

村之帳

但帳類は濃紙にてお造り

右之通法 但渡小間を渡換てお造り

四月

○

上野比之獨元是門町地借人二十九人惣代在外より上野に

岩山より燈籠書

下城より之也

為聽て其汚水如何も其思入の爲

正月以來郡府之安危を以て小不之爲恐勿作す之由日光

所門を換強味迄所進連其の杜都下之生更強其之爲入の爲

二月

二月



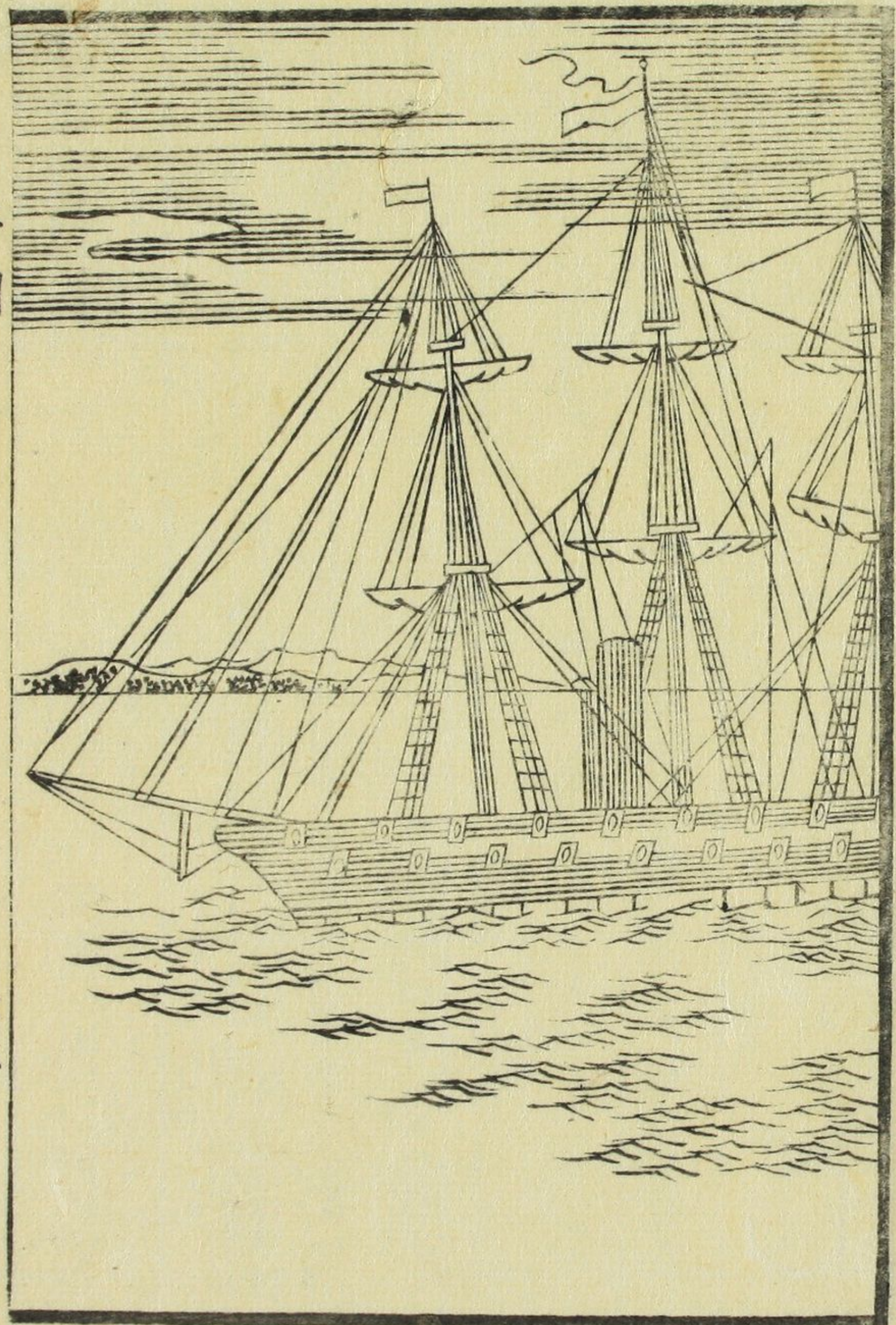


四月二日横濱今日新聞紙探得

二月十七日<sup>我二月</sup>シト<sup>は日</sup>二<sup>日</sup>英領<sup>イギリス</sup>マウスラリア<sup>州</sup>の都府<sup>州府</sup>新聞曰  
 英國女王の弟<sup>弟</sup>二の王子<sup>王子</sup>壹<sup>一</sup>丁<sup>丁</sup>堡公<sup>公爵</sup>アルベルト<sup>公爵</sup>を二月十二日<sup>我二月</sup>  
 午後<sup>午後</sup>弟<sup>弟</sup>之<sup>之</sup>時<sup>時</sup>許<sup>許</sup>陰<sup>陰</sup>の<sup>の</sup>後<sup>後</sup>ウ<sup>ウ</sup>イル<sup>イル</sup>リヤ<sup>リヤ</sup>ム<sup>ム</sup>メン<sup>メン</sup>ニ<sup>ニ</sup>ング<sup>ング</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>ふ<sup>ふ</sup>人<sup>人</sup>と<sup>と</sup>数<sup>数</sup>人<sup>人</sup>  
 み<sup>み</sup>く<sup>く</sup>シ<sup>シ</sup>ド<sup>ド</sup>ニ<sup>ニ</sup>の<sup>の</sup>近<sup>近</sup>処<sup>処</sup>コ<sup>コ</sup>ロ<sup>ロ</sup>ン<sup>ン</sup>タル<sup>タル</sup>フ<sup>フ</sup>の<sup>の</sup>濱<sup>濱</sup>辺<sup>辺</sup>の<sup>の</sup>方<sup>方</sup>々<sup>々</sup>向<sup>向</sup>ひ<sup>ひ</sup>控<sup>控</sup>坐<sup>坐</sup>せ<sup>せ</sup>り  
 王子<sup>王子</sup>の<sup>の</sup>後<sup>後</sup>の方<sup>方</sup>より<sup>より</sup>刺<sup>刺</sup>客<sup>客</sup>頭<sup>頭</sup>と<sup>と</sup>稱<sup>稱</sup>號<sup>號</sup>を<sup>を</sup>以<sup>以</sup>て<sup>て</sup>王子<sup>王子</sup>の<sup>の</sup>脊<sup>脊</sup>を<sup>を</sup>射<sup>射</sup>り  
 王子<sup>王子</sup>の<sup>の</sup>地<sup>地</sup>方<sup>方</sup>倒<sup>倒</sup>れ<sup>れ</sup>是<sup>是</sup>より<sup>より</sup>刺<sup>刺</sup>客<sup>客</sup>再<sup>再</sup>比<sup>比</sup>銃<sup>銃</sup>を<sup>を</sup>放<sup>放</sup>え<sup>え</sup>と<sup>と</sup>せ<sup>せ</sup>り<sup>り</sup>因<sup>因</sup>大<sup>大</sup>勢<sup>勢</sup>来<sup>来</sup>  
 り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>之<sup>之</sup>を<sup>を</sup>生<sup>生</sup>捕<sup>捕</sup>り<sup>り</sup>其<sup>其</sup>後<sup>後</sup>の<sup>の</sup>被<sup>被</sup>せ<sup>せ</sup>る<sup>る</sup>味<sup>味</sup>苦<sup>苦</sup>し<sup>し</sup>ふ<sup>ふ</sup>と<sup>と</sup>名<sup>名</sup>を<sup>を</sup>呼<sup>呼</sup>ぶ<sup>ぶ</sup>る<sup>る</sup>  
 と<sup>と</sup>云<sup>云</sup>ふ<sup>ふ</sup>年<sup>年</sup>齡<sup>齡</sup>凡<sup>凡</sup>之<sup>之</sup>十<sup>十</sup>五<sup>五</sup>歳<sup>歳</sup>味<sup>味</sup>苦<sup>苦</sup>の<sup>の</sup>苦<sup>苦</sup>我<sup>我</sup>王子<sup>王子</sup>の<sup>の</sup>地<sup>地</sup>方<sup>方</sup>倒<sup>倒</sup>れ<sup>れ</sup>了<sup>了</sup>後<sup>後</sup>  
 獲<sup>獲</sup>一<sup>一</sup>獲<sup>獲</sup>を<sup>を</sup>放<sup>放</sup>ち<sup>ち</sup>て<sup>て</sup>之<sup>之</sup>を<sup>を</sup>殺<sup>殺</sup>し<sup>し</sup>其<sup>其</sup>後<sup>後</sup>自<sup>自</sup>殺<sup>殺</sup>せ<sup>せ</sup>んと<sup>と</sup>し<sup>し</sup>祖<sup>祖</sup>の<sup>の</sup>名<sup>名</sup>を<sup>を</sup>志<sup>志</sup>す<sup>す</sup>

工胡

二下日



下月

二五

オホキ ざんねん  
 不遠ハ張念ありといふより同月二十六日刑ノ處せらるるは極まり五  
 子の手傷ハ瘰治せし小童自されどハ生命あり外余あり

同兵庫ノ末狀抄傳

日中人大坂通行ノ旨神戸外國人居留地を往來ノ願ヲ願ハシ  
 然ルモ此後外人ハ為メ新道ヲ開キ山ノ禁ヲ廻リ道幅ハる車ニ  
 極々支多ク通行スルニ至リ今ノ外人ハ亦利ト云々  
 べ死月傳見一何リ

一 帝ハ今又大坂ノ行在とお立七日程以前近ハ王子所為名兵庫一  
 所下向ありと報ハ高比一見高比心持とも多き事ありとの放るらん  
 一 大坂ハ以前ハ新開道ニ當リ月十六日大坂内城内艦船行付

為人更入込船其者の同歎を燒石小抄考て其大元大業ころり  
石口方小破裂一入まて内新死に人深手有人あり

○上抄より事なる老の鳴小小葉上孫女同國持る村に於て緋勇と暮り  
其勢千餘名討ちとてく高勝安中者井の二落人殺是向  
五日子初めの續く執持る小戦及び安中勢利あぶさけ以外の  
より事定むべき詳多し

○如抄産北國筋會時脱走のりの徳極官落抄長抄と中  
後トておる好有清沙冷有之且ツ長抄の客を隠蔽後の  
新澤におおりの於て中

江湖新聞第六号

慶應四年戊辰閏四月十二日

日本政作あまび内乱の鏡

撰漢在留洋人某の著せるふあて本國縁事書を送り  
たりと云余敢て其書終を得るが文ハ長文なればその  
大略を摘録して之を出せ全文は返る翻録し別冊と出せば

○去奉以来日本の内乱一対ふ起る今日の形勢亦及ぶり此事態を  
論ぶる者 帝の政府を称する一曰政府を唾棄するあり前大君  
み元祖一初政府を雙言説するあり何れも其見同く感はされ自  
己の私権を鏡と鑿し正福と名づくべし歐の諸抄みありく  
日本の政体國制をを知らざるもの俄に新聞の鏡を依り威放を

以て中形勢を論ずる大なる繆を引出さる一余今其大略を擬稿  
其抑徳川家の政争の 家康公以来二百数十年の間封縣の  
割後少く諸侯を鉗制し歐州中古と換り唯異なる所ハ  
帝あると有らざるこゝ外國の交際始りてより日本の諸侯皆  
自主自主の心持あるを悟り隠々徳川家の馭所を免れ  
此内ふありて 徳川家の制後を更張す其威權漸く衰微し  
強弩を末勢不頼と且つ南方會盟を為す 帝を擁せしむ  
前大系京都の戦不致と一節 祖先徳業の大権を失う事勢  
の然りしむる處なれども 帝家の大旗は日弁人、たて今以て  
多少の恒重をせせり扱會盟の方ハ之と稱せしむるの魁首とあり

其餘の諸侯ハ班列せる迄より政事を操るの法 帝を戴き  
議院を設け豫官を置輿論を聞き歐州立君裁制の團體を擬  
換し頗る開化の志あるが如くされども其事業ハ全其事を以ざる  
爲し其故何ぞや凡そ立君裁制と政治政州ハ行はるるの勢を考る  
小封縣一變して國君擅制にあり擅制一變して裁制に及ぶのまじ  
封縣より直ち裁制に變せしむるものとを以て今 帝に政府のあり定  
額の兵員金穀ハ皆會盟より出さるる會盟一廢及解散  
帝ハ再び元の宣位を推し給ふべしこれ政府の實權京師のあり  
何らざるを擬稿あり且つ會盟ハ徳川家を偏執するの一会ハ初まり  
之際私意を挿し既ハ長崎ありて二藩の權執起まりとすけり

○會學の兵は戸小東の前大君は戸珠を去り給ひしが殆んと一月小及ぶどりの戸市中の依然として會學の援せは且つ他處に會津の援も是れ後依然日光下総の兵隊増起して徳川家を助く會學の兵も昨日の勢はと同日なり或は曰く帝の勅使の迫るるに戸を去るべしと果して然るば横濱に再び徳川家の有とあり遂に戸中二ツの兵もその勢は戸より内乱を起しつ続きたるに日何れもさるべし

○外國公使の來る中互不偏の說を唱へ是迄の條約を改め今日帝を日本の君主と認めぬ日又前大君を政府と名け日本の國勢を殺き衛平を保えんと欲せりこれ外國公使の欲する所と雖も

余が所見は之を西洋に絶すべし之を東洋に絶すべし況今東洋半島の民漸く開化の域に進まんとせる處なれば之を偏之を論し造物主我歐洲の人を顧愛せる恩に報ゆべき也是のるに内亂を鼓舞し生民の兵刃を若くむを傍觀せば天理人道ニツきり余らざるに況や日本の内亂が續くは交易の利も衰へ條約の甲斐も及ぶべきを曰く然るは外國政府の助け何れを還くべし故曰く日本人民の返慕せる威權ある人あり吾曹の爲め好友なる人を助くべし是迄の外國交際を回想せば自ら其の人ありて紙を以て前大君の或は生業の諸君會津の如く休日日中を回復せば必は其の



國政府の信する小豆くは朋友の難を救つた条約の大眼目  
 ともいふべき信義の實行ありと東洋小終て我國の英名を  
 失ふと笑はるるといふ今日の一番小あり或は曰く日本北方小あり  
 密ふ前大君を助けん事を欲せるとありと曹西亞曹西亞の事実  
 ありて歐洲の緒強國の止事を以て 帝政府を助け東洋の  
 衡平を保つる策を以て再び東海に戦を東洋小開殺十萬の  
 生血を以て日本小洒くべしといふらん

この文の横濱へラルト新聞紙記者の著す小ありて既に本國  
 送了の新聞紙小載せ刊行せるといふく然るや吾々を  
 驚かす

當月上旬水戸にて梅海某の兄弟あり人亡兄の爲に復讐を  
 せし事ありと云はる兄弟の先年を平ふく此小書生也意り  
 殺さして若かりと云

總州小松平大和守殿の陣あり尚月二日脱走の去際より  
 右之陣を引後小横掛合ありて小翌日追延引入レ同日  
 起り陣を預りの重役某切後つて其上る時後小報つり  
 陣を全殺すおる病へありて中

たは

四月三日に出板横濱へラルト新報紙の件

此報會社の本據が松の近所ゆて友軍と會津侯の兵隊  
戦軍及びひく処友軍の隊長陣没し兵士三百人捕ま  
たりとの報告をゆりて空を知らされたり故にその知せ

同七日ベラルト新報紙の件

昨六日英國蒸氣軍艦サラミス 各横濱へ入港英國とニストルハルリ  
ハルス及び附屬の士官一同此船より去る

英國とニストルは去る全曜日即ち四月朔日

帝の孫獨り一羽二日同國水師提督ハルリケフル大各三人を  
ロドニー船へ招待せりとの大名中の一人ハ

帝の爲めの叔父と當る人なりと云

右のサラミス船の昨日夕方第六時再び兵庫を向て出帆せり

○

ゴローブホテルといえる後店ふトモニーと云人止宿せしが去五日

夜三時ありと睡を覺ませしに燈光滅し寢室の扉半ばひらけ

隙間より明り透て見え隠し足音ありて其室を過ぎ扉の方

小籠なるがゆいドモニーを起さく之を捕え其頭髮をえしに一婦

人あり同人の妻も起來りて燭を照し同宿の者あり三人あり

捕えたる婦人を見るに其顔色更に憐れむぎ姿態もよく緘

情判然たり蓋し此賊婦を先ぬて物を次品のもの



帝一上書一假令如何様之儀、以とも新政府浙取建之付  
其令の如き連判難仕且ツ南方の士を以て江戸府を守るの  
儀を断然不服の旨奏問せりとす、  
○

一帝の浙有様の當節薩摩長州の奇貨とす、  
貯るに諸彦の蓄志を違さる、  
帝南面しておのするのめ、  
以て不都合放武門の惣大將と稱し、  
甘らあらん

一右の如き事柄の所並ある事、  
憤りの寺院最も多し、  
既に京都の僧官いさる事、  
勢の帝の浙職掌をさざれば、  
神仏の教を遵ひ、  
帝の浙為るに其力を盡し、  
と其支度をあせり、  
若し寺院の儀論定まりて、  
廢さるべし、  
其威力を南方

諸彦の會談又い小國方の軍儀より、  
却て盛るとし、  
抑ふの國より、  
宗門の人心を得威權、  
何る事、  
畢竟さざらざる程、  
帝も其建言浙採用、  
扱はさるる、  
その程、  
○  
一英國海軍艦隊、  
今以て兵庫大坂の両港に、  
碇泊せり

佛國巴里新聞紙之條

佛國の帝いぬる夜、  
皇太后を侍ひ、  
多し、  
戲場へ、  
幸りて、  
遊樂を、  
所候あり、  
小婦人多く、  
然嘆の仕、  
亦を勉め、  
一の有、  
幸未、  
着衣女あり、  
次女あり、  
あさく、  
絶たる、  
一が、  
その業、  
極めて、  
死を、  
出、  
殊、  
不、  
其、  
涙、  
あり、  
舞臺を、  
むら、  
ぬ、  
其、  
見、  
物、  
の人、  
を、  
祀り、  
儀

重ぬともあり皇后その絶望を汚辱の何あり其の涙の  
 出さる事ありあつてさう汚辱仕人の女友を不慮に奪はれその  
 わけを再尋ねりしにこの女初もさゆけお答さすり拙き業も  
 汚穢ありて涙の事さ汚辱ありしに亦くも亦くも亦くも  
 色これい妻の身許上に切をたすのゆを思ひ出せしりて  
 何の持のたき妻友を奪め八子代中と契りし男のゆて妻を  
 取たりゆえとくそは親へ預けしに妻が身許とく結し死を  
 らとて持来ぬ其命さくゆら後ばお祝とに兼引せだ男の命  
 せん術をせしむし一り仇とありせめて其命の十フランも  
 ゆら縁を結ぶあらんを懸おける人もさむしゆは道と移く

いやさきわさをばりて一人の母まへりしう縁の縁もさ  
 思ひのたの面うぬせりてこれあきタアありしゆのた  
 慈母のわざをばりしゆとせし出を後相に奪とさむ  
 らいながら言上され 皇后そののたを汚辱しゆく  
 その便りも死を憐れむるゆに聖教法を條より千フラン  
 せら下る又老母の養料とて外に五百フランせき賜り  
 けふ第民の父母たらん汚辱人のかくこそ何りともう也  
 皇后諱ハユーゼニと申したり 西班牙國貴族の嬢女  
 あり美人才女の姿色何りしが佛國帝那波倫并  
 二世の皇后となり玉ひ内政いささむるも國務さすり

辨へ居りし既ぬ 國帝此國へ行在の昔ハ機密の  
るやと嘗りみふたれハ當代の賢后なりと皆人稱し其れぬ

一 進々濟軍艦三艘上方の江廻りてお成候是ハ多分河物仗方  
河内系に用ゑしハアラスハキ

一 當月朔日尾州宮分の書狀去ル八日之朝お届キ文中之教  
ハ會津勢敵後より進々信州の押寄せ松本取進操込  
尾張之北の向江の報ハ尾州殿河内教三裏色進操込ハお成  
前大納言殿以後去明廿六日河内出立ハ中山道筋ハ上ノ

アラスハ度右一条ハ付守山宿より引戻ハ河内國お成由

一 尾州竹腰籠若先頭より進々お成ハ起當管有志之黨と  
之を出入田宮如雲之黨を遷入と練り強勅を起ハ外之  
風は阿れとハ其詳ハあるハアラス

一 歩兵頭大者圭助日光辺より會津の事ハ報ハ人ハ西洋兵學  
長ハ人なれハ當月上旬會津度より林正十兵衛を使者と  
若度より大者ハ時服刀を繕り玉以且ッ若松城下境迄自ら出  
迎ハお成軍師之禮を以テ榮々河内待遇ハ報ハ其若松ハ

銃隊訓練の如く熱達一戦車に支度十分を整ひし中

一 大総督府より以旗本以家人一統に以救とて金十五万兩俾一月

一万兩宛を下を教以程回安殿の以沙治有之由起回安殿以家老  
総督府の以出令候之由折を以候とて都府人心を激し不復  
者お堪らず以全後有候元乞くかく以討卒とお候方人心折合  
く為り候とて有る旨中上迄付以救令し事ハ先以令とお願申

一 為月六日夜歩兵頭並松浪権之丞陸軍奉行流の令に  
総務に脱走せる撤兵隊を銃得とて以新上総師を勝村

本陣にて議論、勝りゆ要不意に切掛ケらる遂に流令せる  
と云風波あり実事より以備むべき事との人の平生其家肯  
何りて為事以末所家の為め力を盡せし人との由

一 此程市川八幡辺戦車に首上梅林の以囲ひ有之ハトロンを抽出  
戦地のあるに込方のにせしに大小の差ありて又以間合中不意  
と云ひ改め候と和蘭製之二銃のハトロンより兵士折れ  
銃の英吉利製のインフィールドライフルとの由戦車に討ひ余  
率間を撰む事違ひ候とて事なれば其日ありに付て意  
と横濱より外國人等せる事

○今致以救末らりて受能優中ゆて達者としてゆゆのり頂戴致す  
 有之市川園翁一人雖有事まうと存るに以救末頂戴致す家内一同お食の  
 餘多し園翁致有名之宛優偏く之を祝當世致す心掛て感入る之

○田州信州より仰ありて彼地の家信を得る分八号 出ス

江湖新聞 第八号

慶應四年戊辰閏四月十七日

某侯之達白

此文の無慮より書信中得る姓名を刪去致す其誰  
 たるを知らば毛利宰相の上書多うといえり或は同加賀侯  
 と達白ありと何事も読とすべき條あり行文の間接り  
 て論を導か前読終るふ似たり姑く後日の確報を待ツ  
 徴臣 謀忍誠懐頓首して愚衷を達言ハ徳川□□侯  
 去山正月中思多ふ心身對 禁軍下護衛仕ゆる及跡昭然ゆ  
 天をて下し進討と 行付以知不費日不務時誠を平治仕  
 □□坂嶽を奪て東進致す奈ハ 官軍戒る功を中





如何に其の孤軍を以て客に臨み其を降し若し以後の事  
 家く大獲下集り及び第一□□の家臣大□□恭順し道場  
 面積静に在りても突大に其を悉く出で徳川の家名全く断  
 絶す如付 敵意と解し謀り決死一戦と機決致窮業却る  
 啞猫之類に 王所之抗戦一終りも難針の此河あり  
 王所之從降を以る及城大に平治仕而戦而撈り上策を授け  
 後 漸成算出多しとも彼我の間を善く生命を憚り不草に  
 民を以る兵士の難く為難しゆり幸上徳兆く民漸愛撫く  
 聖意も亦た房り不代宣んや戦し務放り領下も部令なき等  
 争し王内地理し得失を若し王兵不利し事大に待るは是迄く

漸武徳を黷しゆるに王政の一彩を漸時國の關係仕す  
 痛ん不立の右に後、出天最前微臣 分内 奏侍如く□□  
 采地と 下迄天下諸伯の首領と此 行付し□□家臣共  
 聖業を補佐仕しお連有るる安具家康  
 以来二百五十年の事 京師の射勸勞侍應しお立一舉して関東  
 要所一均に以威策して多し中即今要所も皆余津庄内之領民  
 聖徳も廣大るる不存 王に不従り去様を勅し徳も有る一層  
 敵意とてお強し儀 其業加は是亦之領民大□□亦亦お望み上り  
 兵器を抛て 皇威を降伏す仕に必要し候し 諸業も亦吾得失  
 全く今日も一舉、拘りゆる微臣之献言 以嘉納しお在出也

此下伏城の事志、此等味死、奉  
奏聞、以謀忌、誠惶頓首頓首

辰巳月

臣

右、建白、右政官、少、採用、お殿、代、未、ど、之、也、知、バ、文、志、甚  
實、事、七、海、幸、辨、知、是、を、誠、候、と、云、づ、一、何、り、也、中、加、納、申、り、之、死、也

○ 因、巳、月、二、日、附、之、伏、見、分、く、未、状、中、に、曰

一、小山、戰爭、一、条、付、薩、長、七、供、屬、之、人、數、為、後、借、探、出、お、殿  
大、坂、分、蕪、字、船、之、出、帆、進、之、江、戶、忌、と、候、  
信、州、松、本、落、城、之、治、進、有、之、松、代、も、危、キ、報、會、候、之、去、進、之、英、波

後、押、出、し、申、上、之、お、殿、一、の、身、京、地、借、之、尾、妙、之、由、人、數、係、信、州  
松、本、邊、之、大、名、寄、附、之、日、以、由、必、く、積、之、物、而、為、吾、田、之、余、尾  
之、遠、之、松、原、方、へ、お、殿、以、由、必、お、殿  
一、尾、張、先、代、殿、寄、附、大、坂、の、と、お、殿、寄、附、之、由、必、お、殿

○ 後、府、在、任、之、役、之、先、預、之、言、在、之、通、り、之、定、也

後府勅書	十人扶持	山崎代 山崎書	組与力	十人扶持
町与力	十人扶持	三組同心	式人扶持	
甲府之書				
貳百俵以上	三十人扶持	百俵以上	十人扶持	

上列

日



大臣一躬の事件より今日の御恭順何とも思入申儀也  
御の品ありとも不敬の罪を免許あらば何年進駐せ  
たしと云ひんんぬ形ひなるふいふも殊務ありとて所  
役人りろとも整微ある品を大臣院に進駐いせたりと  
傳之百年来懸望の若狂き町人さる所のどろ

○  
皇上前の大坂より所業船止るに水師系所還河  
つりとの新字を好より悉しく九編に出さる

江湖新聞第九号

慶應四年戊辰閏四月十九日

横濱出板へラルト新聞紙之録

- ミナカとつる蒸気船共九十一日去度より番港(足船せり)新  
開、曰く上方より大々兵隊を集め江戸へ戻るべき支隊をさす  
是ハ會津方先鋒と兵に戸近く攻寄るとの旨進め放り  
○ミアカ船(上方勝)二千五百人為雲連來港の若き区が海軍掛  
の不服扱より傳の人数の多寡船等又キウシウ船中八百人コスタリカ  
船中外より進駐傳の兵未着迄と云る
- 大坂よりの新開と曰く  
皇帝陛下へ去ル七日を振りて慶つる所船を系部(還河)

横き江流河の南岸の兵隊を以て獲清し、河船の潮も随ひ  
京師まで扈從中上あり 朝廷中を會津の侵襲返り近つれ  
たると寧ろ統よりとく深く之を恐怖し玉つるとを

○日中新政府あり新大坂表外五人番留北の測量を初り  
○兵庫より新開之曰く去る十日早知日本の兵隊我は表より各

兵器を携へ或ハインフルト銃を打ち或ハスピルスに先込銃を肩  
ふし大坂の方向に於て行進せりや向ふ所を伺ひし會津の兵返り

京都に近き侵襲表より之はお可なり付 京都を獲清せんや  
たるとの先りたる形勢あり會津藩ありて幾帳細衆せりと此

るのみ全く虚脱多し

同日四月十三日 田安申納言殿河 屯帳之安在之江連有之

涉書付し旨

朝廷寛典を

河邊を以徳川家名に立下之間上下同謹懐て兵生之旨

先達の上達を以て前後脱走之者有之近日

諸所屯集暴儀相立り吃食く徳川家名に於て能く抱ゆるを

所業を以て知りて於て始末あり人□□恭順一途を素意に

度り自換結局を河邊を以て河延緩に於て上下一同安堵の境あり

萬事之間向後會津恭順心得連を以て後事追罵ト中倫從懐

○  
奉行十回同観之上家名ハ勿論相續知行等亦連以宣裁  
之有之間所ハ抱於念各箇恭明之在事也  
大総督官

河沙法事

後四月

東海道路按府

総督



田安中納言殿

元龜強敵家来

奉崇

田宮如云

松平肥後守跡返送お慕り尾張願所色一見通り後叙

相河川由立前大納言の追討也 仰付の間其方此暇ら下也

其力に遂に功撰と 仰付依之冬職國奉之務局利

事と免也

右通り四月廿九日系仰る事 以後志願將丹後守 松平 丹後守

其外之緒之度ハも同格取圍也 仰候

○  
誠後言田廣家花中振重承事ありの先次 系部不之出也

付上系世一安其方獲く候に勅王之志有之報附る  
此後用障りて是上旨去九月二十日也 仍渡河也  
五人の中河津信之任後室次男の河津春中上右付薩州  
長門守薩州人宛景加物薩本村丸尾門と申老那合  
三人室次男の河津の同月廿四日京地後室は也

官軍に加り江戸の来りて尾後殿兵隊の國許切迫り候  
○  
総督府に立札届く上よく爲國世一也

○  
當月三日周州藩之内是立某外有人日光中禪寺に宅を致し  
来る所石を石内へ奈込に獲二王河門石階の旁上りて手  
るを止りて鞭打ども進まば依る處折れ抱に好死重きに身ハ  
波履之候 河津殿に上りてか一と云也 終ふ 河石之間に  
進み 河内陣に涉階に電り涉腰掛を擲捨て 河内陣に歸  
の體を勤し涉腰具に空を吐きまが猫 門の旁り奥座に上り  
と其一同少て之を審め漸く兼知の了 お出り候

此一候の日光に書信ありとて友人某寫來りて余亦一共に  
切齒約腕するの也抑日光河宮ハ我 神恩を崇めたり偃



武掄ぶらう礼らいと洪業こうごふと表ひらし昇平しょうへい鼓腹こふくの大使たいしを踏ふみつる事ことなれば思おもふ  
朝廷てうていより 宮様みやさまと名な 河門かもんと名な 揚あふ 朝あさ 忍しのむく返かへの寤ご法ぽう  
忍しのむるより六十むそ余あ州しゅうの蒼生そうせい鄙野ひや之尺しちと臺たいとと籠かごたせざる崇たかまき  
直ただと知しるさるのほ今いま其そのの大おほ響ひびよめて 官軍くわんぐん来き下くだし護ご長ちやうの  
士し之の不ふ加かり日光にっこうに登山とんざんせし人もつり物ものとごもごま自己じこの身みか、  
名なに致いた礼らいを表ひらせるより今いま是こゝに某たれ能ぞ令しん狂きやう人にんよせよ酒しゆ類るいとせよ  
かくそれと及およぶるの事ことぞや此こゝ件けん実じつに物ものらぬ宿しゆくり我われ 神かみ君きみを  
輕蔑けいべつせるのそなきに依よりて 朝廷てうていをも侮あ慢まんせる嗚呼あゝの志し也  
考かうとさへし余あま曾ぞうて同どう昔せき某たれの候まう兵へい度たをさす捕とら公こうの墓はか門  
る必かならず下くだし衆しゆし拜をせざる後のち者ものを放はなせ同どう候まう回かへく捕とら公こうの

王朝てうていの忠ちゆう臣しん千載せんざいの下の武門ぶもんの忠ちゆう繼けいと仰おほくべき人之ひと之の思おもつその身み  
心こゝろ之位ゐを違あり場ばへるまれば余あまが下くだし衆しゆし一ひと礼らいせんり忠ちゆう節せつの心こゝろ  
ても官位くわんゐの承うりても固こうう志しなりと平相へいさう國くにの墓はか前まへの心こゝろ  
同どう格かく下くだ衆しゆあり淫えん者もの又また其その故ゆゑを問とひしに相國さうこくハ悪あく人多おほく大  
三公たいていの人ひとあり大元おほもと三台さんたいに列つらり大位たいゐ極ごく官くわんの承うりし人ひとの  
之のと呼よぶあり謚号あつごうう又またハ姓せい氏し官位くわんゐを以もつて呼よぶと承うりし止とむ  
を以もつて名なを呼よぶ時ときハつらむれば公こうの字あざなを添そへてし是  
朝廷てうていを尊そん崇そうしむる故ゆゑあり相國さうこくを遣つかはせ遣つかはせ官位くわんゐを授あづかりし  
剥むきたる衆しゆのつらむ所ところを呼よぶ於おんまうとあり候まうハ寤ご名なを  
墓はか前まへを衆しゆお打うつるつらむのつらむとあり候まうハ寤ご名なを

朝の礼節を毎一方人とあつて今我 神君

朝廷の恩榮を極め給ふる事あり平相國の如きみ何れ功業  
の盛大なる未補公の比ありんや百万の生靈を養ふの苦みあり  
救ひて平の安きふを以て懿徳天下の人民皆よく知りて  
尊敬と尊せざる人足立其さうある心はあまき不貴族の分  
を顧まばう多かれ不敬の極意を言せり武士の儀法は云々  
人間の道をも辨へぬ奴輩と云えんは天人兩まゝ決て之を  
免さる理は故余今この事を公布し偏く禮儀を知ざる  
もの發せしむ

江湖新聞第十号

慶應四年戊辰閏四月廿日

河家臣より 京都に差出せる嘆願書

徳川□□不測 天譴を蒙りしより以来 昼夜恐懼自ら  
省責し彼の受天小父母に号泣する小ひとく一言是を  
弁明するあたわらぬ 只管恭順するを祖宗戡定之功を  
以て開創する所の基業を失ふ小玉れた毫末も怨望せば偏  
小兵力足らばく自辱し寛を請ふまを能はざるに非ざ只君臣上  
下の倫理を正し且夫千萬民をして安んずるに  
めんが為小其家を捨て顧まば 皇國の治安を希ふ乃  
心切あるが故あり古今史策上小於て此の如き至恭至仁の

人々を微臣びしん□□の恭順きんじゆん不辨ふべん憐れん今日けふのつるまを祈いのり拒きやう令れい  
妄動わうどうをまきま氣きを吞の息いきを閉とぢせ慎しんを奉ほうと  
挽回わんわいを懇こん行ぎやうする外ほか化くわを比ひ日にち□□君きみ臣しん至いた殊こと漸ぜんく  
貫徹くわんてつ一いつ仁厚にこうの恩おん詔しよを賜たまひ感かん載ざい不堪ふかむと推おしぶる尚なほ又また徳川とくせん氏し  
の封土ほうどを復かへし後嗣こうしを立てらるるの詔しよを拜まがせは是こゝ微臣びしんが悲あはれ  
堪たば萬まん死しを冒あし衰あれ所ところあり仰おほぎ頼たのむべ  
皇慈かうじを玄げん賜たまひ近ちか時とき毛利もうり廣封くわうほう父子ふし寸土すんども削くらるるは官位くわんゐ  
復かへ舊きうせし如ごとく至いた寛くわん至いた大だいの恩おん典てんを下くださるる事ことを  
聖天子せいてんし上かみ不在ふざいを天あまの替かりて紀綱ききやうを維持ゐ持たし事こと公こうの正せい大だいなれ  
は故ゆゑの厚こうくして是こゝの為ためきの聖斷せいだんの必かならば是こゝの理ことわりなれ

奸邪けんじやの黄言わうげん 天聽てんていを様さまめ 恩澤おんたく同どうトとるる事ことは  
微臣びしん亦また我われの仗たすく□□が冤えんを併あひ徳川とくせん祖宗そそうの偉ゐ勲くんせ  
る皇治かうぢ邦ほうの積つの廣封くわうほうが祖そ元げん統とう以下いげ子孫しそん身み公こうの勞らうと何なには  
大だい何なにと小せうなるや彼かの父子ふし死しを得えるの日ひ 官軍くわんぐんを抗かう禦ごし  
て自ら保たもつ保たもつ私しと為なせしと今日けふ□□君きみ臣しんの行ぎやう容よう不ふ行ぎやう何なにれ  
恭こうつと不ふ恭こうなるや日ひを同どうくして編あむべしなるか我われの如ごとく  
の爲ために至いた公こうの勅しよく裁さいを乞こひ奉ほうらるるを得えば是こゝ 天監てんげん微び  
臣しん等らが鄙ひ衷ちゆうを噫あさせ知しる不ふ行ぎやうは同志どうぢの臣しん庶しよ忽とつち  
帝てい關かんの過とがり 皇國かうこくの爲ために二三にさんの奸邪けんじやを斬き戮りくする後のち結むすぶ  
の臣しん庶しよ一時いつとき自みづか屠と剔てき腸ちやう一いつ握ぐの熱血ねつけつを以もつて 階かゐ下げの崩くづき魂たま魄はく

七生を加へりし表作也連せんとい愚懸此の如きの際方寸  
錯れ冒昧唐突非礼の放言を献げ獲れ不投下候不伏し連往  
十族小及ふと雖も穉き所ありば殊に誠惶死罪頓首  
謹言

慶应四年戊辰四月

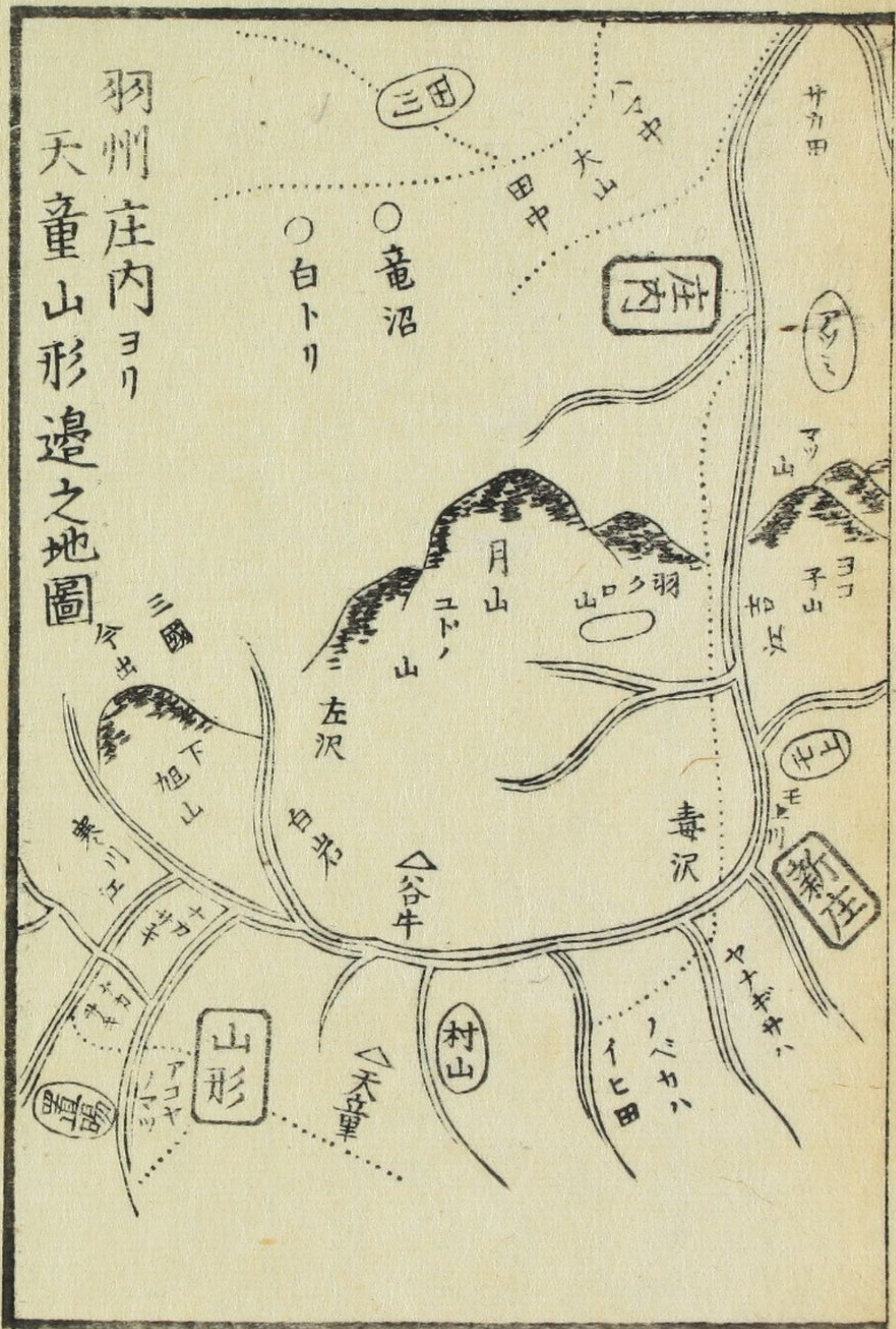
徳川家  
決死結盟眾臣

おしく上書い系師の役中く得る所あり成り曰くとの書山國同  
盟の諸侯より奥羽鎮撫総督へ是出し太政官へ出さるる  
りのと文を不披りて傳ふまはつめも然るべしとあり

○出羽山形りの来状に曰く

四月二日庄内の兵隊熱大稻酒井兵部高平八百石副将夜原辰助  
千石高平軍師加谷孫傳助先陣中村清盛見だん中余新徴組とも熱人  
數九千人入羽州天童へ攻寄せ戦畢く及び天童陣内不敵焼失  
市中も少く類焼ゆへは庄内の兵山形へ押寄せ陣營の爲  
山形城を借受々於吉掛合々及び終く戦畢とあり最上川に於て  
三日の間合戦ありしに官軍方の仙臺の人數退く馳加り澤三佐  
殿も新庄迄出る跡血戦とお成嵩山形市中老少の者ハ在方へ  
左遷る社奉の者のお送り一同戸をメめ候事今令戦敵中へ  
山形

四月七日



羽州庄内ヨリ  
天童山形邊之地圖

○ 同月十七日箱根より之東快く回  
 去<sup>り</sup>十二日夕割<sup>ら</sup>脱走<sup>る</sup>方<sup>を</sup>三百人余相物出<sup>た</sup>務<sup>を</sup>清<sup>く</sup>より上陸箱根  
 打<sup>ち</sup>越<sup>え</sup>し付<sup>け</sup>小田原<sup>へ</sup>侯人<sup>に</sup>致<sup>し</sup>六百<sup>人</sup>計<sup>を</sup>以<sup>て</sup>十六日<sup>に</sup>夜<sup>に</sup>操<sup>り</sup>出<sup>で</sup>右<sup>へ</sup>脱走  
 方<sup>を</sup>北<sup>に</sup>掛<sup>り</sup>合<sup>は</sup>筋<sup>を</sup>沿<sup>ひ</sup>て<sup>は</sup>沼<sup>を</sup>付<sup>き</sup>箱<sup>根</sup>へ<sup>は</sup>出<sup>で</sup>渡<sup>り</sup>お<sup>も</sup>う<sup>た</sup>筋

御留之居支配初仕並小栗仁右衛門の届申出面之畧

小栗上野介後去<sup>ル</sup>正月申預<sup>ル</sup>通土忌<sup>ハ</sup>仍付二月廿八日知行所

指田村一向ヶ出立土忌<sup>ハ</sup>在<sup>リ</sup>去月廿九日官軍松平右系亮

板倉之針改松平续丸人数凡二百人程之倉宿造<sup>ル</sup>者有<sup>リ</sup>

網目指田村一押寄せ<sup>ル</sup>者有<sup>リ</sup>者兵部上野介父子征伐<sup>シ</sup>後

越智岩倉殿<sup>ハ</sup>下知有<sup>リ</sup>之<sup>ハ</sup>取<sup>ル</sup>違<sup>ハ</sup>一程又大小炮<sup>ヲ</sup>取<sup>ル</sup>後

野中兵部取<sup>ル</sup>後<sup>ハ</sup>且中<sup>ニ</sup>後<sup>ハ</sup>一儀有<sup>リ</sup>之<sup>ハ</sup>自將又一儀<sup>ヲ</sup>取<sup>ル</sup>

了<sup>ル</sup>出<sup>ル</sup>者去<sup>ル</sup>二日掛合<sup>ハ</sup>有<sup>リ</sup>之家来<sup>ル</sup>之人小共<sup>ニ</sup>人召連<sup>レ</sup>羽<sup>ノ</sup>四日

附<sup>テ</sup>之<sup>ハ</sup>後<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>兵旅宿<sup>ル</sup>同<sup>ニ</sup>日越智<sup>ヨリ</sup>出<sup>ル</sup>仍<sup>テ</sup>後<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>取<sup>ル</sup>又<sup>ハ</sup>一

兵召連<sup>レ</sup>之家来<sup>ル</sup>大小兵上<sup>テ</sup>同七日<sup>ハ</sup>勝所<sup>ニ</sup>其<sup>レ</sup>召連<sup>レ</sup>取<sup>ル</sup>

筋<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>取<sup>ル</sup>申<sup>ル</sup>度<sup>ハ</sup>一引連<sup>レ</sup>又<sup>ハ</sup>一初め家来<sup>ル</sup>三人<sup>ハ</sup>斬首<sup>シ</sup>小共

三人<sup>ハ</sup>入<sup>ル</sup>申<sup>ル</sup>度<sup>ハ</sup>官軍<sup>ハ</sup>申<sup>ル</sup>度<sup>ハ</sup>申<sup>ル</sup>中<sup>ニ</sup>後<sup>ハ</sup>右<sup>ニ</sup>小共<sup>ノ</sup>言<sup>ハ</sup>勝所<sup>ニ</sup>控<sup>ル</sup>

指田村<sup>ノ</sup>力<sup>ヲ</sup>出<sup>ル</sup>申<sup>ル</sup>上野介安<sup>ル</sup>合<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>取<sup>ル</sup>六日<sup>ハ</sup>初<sup>メ</sup>四<sup>日</sup>内

三倉宿<sup>ハ</sup>河<sup>ノ</sup>系<sup>ハ</sup>初<sup>メ</sup>之<sup>ハ</sup>取<sup>ル</sup>筋<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>取<sup>ル</sup>上野介家来<sup>ル</sup>三人<sup>ハ</sup>斬<sup>ル</sup>

首<sup>ヲ</sup>取<sup>ル</sup>一人<sup>ハ</sup>家来<sup>ル</sup>道具<sup>ハ</sup>取<sup>ル</sup>不<sup>レ</sup>獲<sup>ル</sup>物<sup>ヲ</sup>造<sup>ル</sup>り<sup>ハ</sup>何<sup>レ</sup>才<sup>ハ</sup>取<sup>ル</sup>

指<sup>ル</sup>越<sup>ル</sup>之<sup>ハ</sup>青<sup>ノ</sup>兼<sup>リ</sup>及<sup>テ</sup>之<sup>ハ</sup>仍<sup>テ</sup>出<sup>ル</sup>府<sup>前</sup>書<sup>キ</sup>始<sup>メ</sup>申<sup>ル</sup>中<sup>ニ</sup>安<sup>ル</sup>之<sup>ハ</sup>間

此<sup>レ</sup>取<sup>ル</sup>之<sup>ハ</sup>届<sup>ル</sup>申<sup>ル</sup>中<sup>ニ</sup>上<sup>テ</sup>以上

閏四月

小栗上野介<sup>ハ</sup>平生<sup>ノ</sup>果<sup>シ</sup>断<sup>ル</sup>の人<sup>ト</sup>多<sup>ク</sup>公<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>為<sup>ル</sup>ぬ<sup>レ</sup>を<sup>ハ</sup>忘<sup>ル</sup>之<sup>ハ</sup>國家

之<sup>ハ</sup>事<sup>ノ</sup>臨<sup>ル</sup>之<sup>ハ</sup>而<sup>テ</sup>折<sup>ル</sup>燒<sup>ル</sup>之<sup>ハ</sup>只<sup>ハ</sup>獨<sup>ニ</sup>之<sup>ハ</sup>性<sup>ヲ</sup>取<sup>ル</sup>ぬ<sup>レ</sup>世<sup>上</sup>の<sup>鏡</sup>

往々毀譽相すせり種然その凶報ハ皇國に取うて一個の  
人物を失つりといふべし且其罪を論ぜば其過を懐かば  
直ち死之を殺戮せらるる事寧ろ知れども人方  
を惜之志巨を懐かむの意亦少くば特小侯兆の民庶以愛  
持し所救ふとも是を以て之を天下の公儀に質せんのみ  
去之議論を述べて匿名の余が新聞局に投せる者あり依てこに  
出ハ

○近郷近在の地帯に類する

この節を以て入るべき事あり

江湖新聞第十一号

慶應四年戊辰閏四月廿三日

○横浜新聞紙の抄釋

新政府政を採りてより既に三月以上及びこれ未だ維新之處  
を以てせんば兵庫大坂の支所とも依然として交易の利を以て  
横浜亦おいても新政府に替りて以來運上所の諸務既定なく  
舊政府の諸役人外國交易の事情に通せんが如くも  
至上板障の行在り玉綴の萬全を待てるの策ありと人附  
るは下りて漸く還漸く及ぶる事あり  
北方會社の諸侯の死を以て断然南方の政事を受る事成  
肯せん哉幸と及び血を流して以て其肯教を達せんは殊文

今時の強兵ありて其盟主となり南方に抗抵せざるは會社の  
つらん限りハ南方を狭狭と東山の緒道も張らんと其策の行  
つらざる事判然たりさるる會社の小國の兵を率いて連戦し  
兵威を以て南方を加へ徳川氏を回復せしむるべき也

○ 前月十七日佛蘭西の新公使ウートルー併國親御船よりス  
みく東送せり是ハ併の公使レオロと交代の爲なり

○ 同日月五日大坂あて御布告

此後大総督官の言上も執も有之徳川□□降伏謝罪等何

天裁の有りて、いよ非常至仁之 まゝ 敵意を以て寛典之 いよ 以て

三月 仰出の儀之末、七日 還幸はあまの旨と 仰出の旨

七日寅刻 内侍所より出陣 以休守口 以昼休牧方 以泊濱城

八日卯刻 河出陣 以昼城南宮 以休六條東殿 還河

還河の上ハ二條河原を以て 皇居より 往回所を 萬機  
つは 同食具の儀も屢々 浪華の 行幸より 往行を以て  
此程の圖り追々河造營にお成り也 仰出の旨

○ 大坂あて法 仰出の書附

此後大坂近傍地利を撰り豊國大明神社祠に造營付  
て同恩顧を 諸侯士庶に 至り迄 寄附進意を 旨也



仰出此事

同四月

△江戸市中の救米の件書附

市中貧民の折糶難儀の候之付三才迄之小児ハ扣除拾五才以上六十才迄之男ハ白米五升宛六十才以上八十才以下之男若女ハ白米三升ハ人数之序一ノ下之

辰四月

江戸市中貧民の救米別書上人数

凡四拾二万人程

壹人四升宛之元積金

米方 壹万七千二百石

屯男五升女之升宛之割

四月廿八日之為米俵原光之進及町會所江在誠以書之書云

及取以書附申上以

一寛政改不江戸市中所之地主中合町入用一筆加一積金終之書年之候之概買入目之飢渴及小程之窮民ハ年名之ハ書西節出以窮族人数之序一末後是之於燒中并凶幸之窮民其件人数之序一



一七再び去度一悔る素込一兵士いづきも船々悩めるより雇船せ  
 形り一に船を兼取せ不即止三百人の中にて船長きのり五十人  
 組番十百横濱長船り或百五十人の大急きる横濱を来るべきは  
 具<sup>おめりつ</sup>亞米利加船御船コスタリカをやらひ上ヶ兵庫より官軍を主  
 運送方中候<sup>えん</sup>が<sup>ご</sup>に同船を扱人の兵士を東國へ運送せん事  
 好ま<sup>ま</sup>し<sup>ま</sup>う<sup>ま</sup>ば<sup>ま</sup>具の中立の規定も替<sup>か</sup>へ<sup>か</sup>く<sup>か</sup>事なりとく之を断り  
 たるより横濱るその時なり

薩州<sup>さつ</sup>ゆく此後佛國士友を雇ひ陸軍を學の傳習を教  
 するとの風説ありいざ詳みるべ

○ 船荷のはり

何の中よりにふるまき船荷のはりなり大屋店子幾たび  
 となくおろしこれごもさすにいなををり即神事をも  
 こそ清もあれをさるる<sup>しん</sup>の二舟の初め大屋を嫁  
 店もおろし<sup>しん</sup>海濱揚ごめ<sup>しん</sup>きど使<sup>しん</sup>ありし<sup>しん</sup>此後太帝の  
 利益<sup>しん</sup>ありし<sup>しん</sup>を<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>つ<sup>しん</sup>と<sup>しん</sup>人<sup>しん</sup>多く<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>る<sup>しん</sup>の<sup>しん</sup>實<sup>しん</sup>績<sup>しん</sup>も<sup>しん</sup>ご<sup>しん</sup>も<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>り  
 めるとの時よりく<sup>しん</sup>なり<sup>しん</sup>た<sup>しん</sup>ね<sup>しん</sup>が<sup>しん</sup>お<sup>しん</sup>ろ<sup>しん</sup>う<sup>しん</sup>店<sup>しん</sup>子<sup>しん</sup>は<sup>しん</sup>は<sup>しん</sup>ぐ<sup>しん</sup>く<sup>しん</sup>その<sup>しん</sup>目<sup>しん</sup>を  
 送る者ありし<sup>しん</sup>を<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>き<sup>しん</sup>性<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>る<sup>しん</sup>が<sup>しん</sup>船<sup>しん</sup>荷<sup>しん</sup>も<sup>しん</sup>さ<sup>しん</sup>る<sup>しん</sup>中<sup>しん</sup>没<sup>しん</sup>き<sup>しん</sup>に<sup>しん</sup>や  
 わの<sup>しん</sup>お<sup>しん</sup>ろ<sup>しん</sup>し<sup>しん</sup>て<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>り<sup>しん</sup>を<sup>しん</sup>は<sup>しん</sup>る<sup>しん</sup>む<sup>しん</sup>て<sup>しん</sup>加<sup>しん</sup>村<sup>しん</sup>き<sup>しん</sup>と<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>の<sup>しん</sup>ま<sup>しん</sup>り<sup>しん</sup>と<sup>しん</sup>見<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>り  
 た<sup>しん</sup>ら<sup>しん</sup>と<sup>しん</sup>男<sup>しん</sup>ひ<sup>しん</sup>つ<sup>しん</sup>れ<sup>しん</sup>し<sup>しん</sup>り<sup>しん</sup>終<sup>しん</sup>り<sup>しん</sup>大<sup>しん</sup>屋<sup>しん</sup>店<sup>しん</sup>子<sup>しん</sup>も<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>り<sup>しん</sup>に<sup>しん</sup>は<sup>しん</sup>る<sup>しん</sup>法<sup>しん</sup>師<sup>しん</sup>  
 と<sup>しん</sup>あ<sup>しん</sup>り<sup>しん</sup>と<sup>しん</sup>子<sup>しん</sup>く<sup>しん</sup>の<sup>しん</sup>よ<sup>しん</sup>ら<sup>しん</sup>は<sup>しん</sup>なる<sup>しん</sup>み<sup>しん</sup>ど<sup>しん</sup>も<sup>しん</sup>多<sup>しん</sup>う<sup>しん</sup>り<sup>しん</sup>た<sup>しん</sup>れ<sup>しん</sup>は<sup>しん</sup>ま<sup>しん</sup>り<sup>しん</sup>

江漢二  
に新創生のつちあふく世ありてある人をよまを能く  
はかり出つゝの世店もも秋物類も祠の安にありて  
せりさほ大屋まもことまらびあつゝもまくとまありて  
はうひのうらさむさことなりその店もありてありて死祠と  
しやち終らぬをその初午のなまをわらぬものなり人れなく  
なりしとせ

失題

作者不詳

千歳何由訴此冤一門珍滅似屠豚天戈豈料恣橫殺  
枉斷黃泉未死魂

或曰小栗上杉富清を死に處せしむる時に在りて終命の時なりと

